明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

配当公告

三重県桑名市大字五反田字西新田五八六番地の二　破産者　株式会社東豊建設

右の者に対する津地方裁判所四日市支部平成二十四年（フ）第一八七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一〇六、七八九、二〇八円

一、配当することのできる金額
金一五、〇八六、七二四円

平成二十五年七月四日
三重県四日市市三栄町四番九号　コーポタルトク一階　破産管財人　塚越　正光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市西町六四三二番地、最後の住所茨城県古河市緑町五二番三〇号　被相続人　亡　徳山　榮一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月四日
茨城県古河市上辺見二二七一番地
相続財産管理人　司法書士　竹内　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市浜田町二四五番地、最後の住所東京都品川区西五反田八丁目五番一―二〇一号　被相続人　亡　山田　泰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月四日
事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　田村　香代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県大和市西鶴間二丁目一一番、最後の住所神奈川県大和市西鶴間二丁目一一番二八号ドルミ鶴間三〇三号　被相続人　亡　小林　陽一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月四日
大阪市北区西天満二―九―一四北ビル三号館四〇一
相続財産管理人　弁護士　伊藤　孝江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神東郡西田原村一七四番屋敷、最後の住所兵庫県神崎郡福崎町西田原一七四番屋敷　被相続人　亡　鈴木　つね

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月四日
兵庫県姫路市香寺町土師二二二番地
相続財産管理人　司法書士　鎌谷　壽活

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県宇佐市安心院町六郎丸三一二番地最後の住所宮崎県児湯郡川南町大字川南一一七〇番地五六　被相続人　亡　小野　道明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月四日
宮崎県宮崎市旭二丁目二番一号　柏田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柏田　芳徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県霧島市霧島川北二九五番地、最後の住所鹿児島県霧島市霧島田口四〇五番地　被相続人　亡　上松瀬厚子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月四日
事務所鹿児島県鹿児島市西田一丁目一三番四号田口ビル二階
相続財産管理人　佐俣　周平

無縁墳墓等改葬公告

墓地管理の適正化をはかるために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十五年七月四日
一、墳墓等所在地　京都市南区吉祥院稲葉町一・三一番地
一、墳墓等の名称　稲葉町墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　京都市南区吉祥院高畑町五七番地　香泉寺　代表役員　小木曽明泉

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等について、改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十五年七月四日
一、墳墓等所在地　大阪府泉南市樽井三丁目一七番地
一、墳墓の基数及び名称　一一九基、境内墳墓
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　大阪府泉南市樽井六丁目二二―三　樽井区・樽井共同墓地管理委員会　代表者　永井　五郎

債権申出の公告（第一回）

当社は平成二十五年五月三十一日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金制度を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月四日
東京都武蔵野市吉祥寺南町二―二九―一〇三成参番館二階　株式会社アイアイ規約型確定給付企業年金清算人　太田　光彦

第17期決算公告

平成25年6月28日

秋田県秋田市中通七丁目1番1号
株式会社ジェイアールアトリス
代表取締役社長　成田　俊二

貸借対照表の要旨
（平成25年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	543,694	流動負債	237,764
固定資産	58,732	固定負債	288,704
		負債合計	**526,468**
		株主資本	75,958
		資本金	310,000
		利益剰余金	△234,041
		その他利益剰余金	△234,041
		（うち当期純利益）	（44,776）
		純資産合計	**75,958**
資産合計	**602,427**	**負債・純資産合計**	**602,427**